

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階6-6, 6-7会議室

○議事日程

令和元年8月6日(火曜日)午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 農地改良許可申請について
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員(18名)

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君	7番 片岡 篤夫 君
8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君
11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君	13番 安田 孝義 君
14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君	16番 野村 茂 君
17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君

○欠席委員(1名)

4番 佐藤 平和 君

○委員以外の出席者

産業経済部長	横山 伸治 君	農業委員会事務局長	長尾 成広 君
農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君	農業委員会事務局係長	小森 康司 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君） それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。
初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。
○会長（野村茂君） たいへん暑い日が続いております。夜も熱帯夜で寝苦しいといった状況でございます。先般行われました研修会では、たいへん暑い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。研修内容は、スマート農業という事で出席された皆様はどのように捉えられたか分かりませんが、トラクターの実習でGPSを使ったリモコン操作でなく、パソコンにデータを打ち込みそのパソコン操作をすれば自動運転がされるのかなと思っておりましたが、リモコンでの操作での自動運転という事でした。その中で、北海道大学の野口教授が講演された中で、自動運転要するにスマート農業が推進され実施されまして、生産費というコストが削減されるという大きな期待があるというお話をされました。そうすると働く人が少なくなって、その分が経営拡大の方に繋がっていけばいいんですけど、2人が1人になってその人が他の所で規模拡大していけばすばらしい取組だなどと思えますけど、何分にもそういった農機具を投入するには多額のお金がかかりますので、そこがネックになります。国が補助金を出すという事ですけど、3分の1で最高限度額が300万という事です。それに合わせて関市は3年間という期限を切って機械の購入に補助金を出していただけという事ですが、その補助金に頼ってもたいへん大きな費用が要る訳です。それで採算が取れるのかということなんです。特に営農組合や法人でやってみえる民間の農業経営をやってみえる方で体力がある場合はそういう所に投入できますが、今すぐといういい取組ではあります、なかなかついては行けないというふうに私は思って研修してきました。

それでは、本日のご審議よろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君） 続きまして、産業経済部長の横山がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（横山伸治君） たいへん暑い日が続いております。長い長雨で今年は梅雨らしい梅雨でしたが、明けたらいきなり猛暑、台風で、今も台風8号が九州の方で猛威を振っています。9号、10号も出来ているようです。8号9号はこの辺に被害はないようですが、10号以降の影響が懸念されます。去年は、何十年とない強い風の台風がこの辺を襲った訳ですけど、何とか避けていってくれ、少しでも農作物への影響や被害がないように願う所でございます。

また、先般の暑い中での研修、視察へ行っていただきありがとうございます。こういった研修や視察に参加していただきますと、自分たちの地域に照らし合わせて課題は見つかりますが、なかなかそこから先が難しい問題があると思います。市も今後も実行性のある制度を考えて行きたいと思えます。こうしたら使いやすいというようなお知恵があればお貸しいただいて、折角作った制度ですので、皆さんに使っていただき効果が現れなければ意味がないので、今後も皆さんにご指導いただければと思います。

それから、今、農地利用状況の調査をお願いしているようですけど、暑い中ですので、体にだけは注意して、水分補給を充分採ってやっていただきたいと思います。

○事務局課長補佐（小石隆之君） 本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。4番佐藤委員1名が欠席でございます。

○議長（野村茂君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。15番土屋委員、17番日置委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、新田公民センターの北約100mに位

置する農振農用地区域外である田146㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、隣地を耕作しており、譲渡人の要望に答えるもの。譲渡人は、土地の形状が悪く、耕作が難しいため、隣地の耕作者に譲渡するものです。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、鳥屋市公民館の北西約380mに位置する農振農用地区域内である田886㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は受贈によるもの、譲渡人は、贈与によるものです。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、飛瀬集会場の南南西約40mに位置する農振農用地区域内である畑1,000㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、受贈によるもの、譲渡人は贈与によるものです。

すべての案件について、7月18日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの3件についてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の3件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、2ページからになります。

1番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、関中央病院の西約120mに位置する田484㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は、貸駐車場です。申請者は、農地の維持管理が困難であること、近くに総合病院などがあるため、駐車場の需要が見込めることから、貸駐車場として土地の利用を図りたいというものです。

7月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、5ページ・6ページになります。申請地は、富岡小学校の南側に位置し、主要地方道関金山線沿いにある、平賀第2土地区画地内にある田33筆15,107.88㎡。登記地目畑、現況地目田1筆51.71㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は、宅地造成です。

7月19日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。開発協議につきましては、区画整理事業として、県から許可を得ており、必要ない事を確認しております。

3番の案件 議案は8ページ、位置図は、7ページになります。申請地は、上之保浄化センターの南東約560mに位置する登記地目畑、現況地目宅地62㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅（庭）です。家を建て替えるにあたり、申請地に庭をつくるというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、昭和34年頃から、庭として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、上之保郵便局の西約20mに位置する登記地目畑、現況地目宅地142㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。家族が増え、現在の住宅では手狭になり、離

れ住宅・物置を建築するというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、昭和46年頃から、宅地として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、4件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の4件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は9ページからになります。

1番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、東新公民館の北東約160mに位置する、田202㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、家族が増えたため、親から贈与を受け、住宅を建てたいというもの。譲渡人は、高齢で耕作ができなくなり、子供に譲り渡すというものです。

7月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、田原リフレッシュ農園の北東約200mに位置する畑1,083㎡。概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、板金業工場です。譲受人は、事業を拡大するため、申請地を譲り受けたいとのこと。譲渡人は、体調をくずし、耕作できないことから譲受人の要望により譲り渡すというものです。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

7月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。既存施設の2分の1以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準をみたくものと考えます。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

3番の案件 位置図は11ページになります。申請地は、東海環状自動車道富加関インターの北東約690mに位置する登記地目田、現況地目宅地978㎡の内632.17㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、農業用倉庫です。譲受人は、隣接地を拠点に営農組織として、農作業の受託を行っており、農器具の保管場所が不足しているというもの。譲渡人は譲受人の農業経営環境の安定に寄与したいというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、平成22年に倉庫として利用していたため、顛末書がついております。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。地域の農業の振興に資する農地であり、農地転用の制限の例外基準をみたくものと考えます。事変1番と同時許可案件となります。

4番の案件 議案は10ページ、位置図は12ページになります。申請地は、東海環状自動車道富加関インターの北東約690mに位置する田978㎡の内346.36㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、農業用倉庫です。譲受人は、隣接地を拠点に営農組織として、農作業の受託を行っており、農器具の

保管場所が不足しているというもの。譲渡人は譲受人の農業経営環境の安定に寄与したいというものです。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。地域の農業の振興に資する農地であり、農地転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。

5番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、今宮公民センターの南西約230mに位置する登記地目畑、現況地目一部雑種地867㎡の内608.99㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を営んでおり、分譲地に適しているため、購入するというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるものです。

7月19日に現地確認をしたところ、昭和61年頃から、進入路として利用しており、現況一部雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、関警察署の東約490mに位置する登記地目田、現況地目畑一部雑種地652㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、アパートに住んでいるが手狭となり、申請地を買い、住宅を建築するというもの。譲渡人は、農地の維持管理できなくなり、譲受人の要望により譲り渡すというものです。

7月19日に現地確認をしたところ、雑種地として一部転用されています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。事変2番と同時許可案件となります。

7番の案件 議案11ページ、位置図、15ページになります。申請地は、長良川鉄道市役所前駅の北北西約260mに位置する登記地目田、現況地目畑135㎡。農地の区分は、申請地から概ね300m以内に駅があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸駐車場です。譲受人は、不動産賃貸業を営んでおり、申請地の隣にある工場の駐車場として貸すもの。譲渡人は、高齢で管理ができないため、譲受人の要望に応えるというものです。

7月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、長良川鉄道市役所前駅の南西約120mに位置する田2,465㎡。農地の区分は、申請地から概ね300m以内に駅があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、刃物製造販売業駐車場です。譲受人は、従業員の駐車場に工場を建てるため、かわりの駐車場用地が必要となったこと。譲渡人は、譲受人の申し出に応じるものです。

7月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要です。

9番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、西部保育園の東約330mに位置する田、509㎡の内250.14㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、アパートに住んでいるが、手狭になったため、申請地に自宅を建築したいというもの。使用貸人は、子供に、申請地を貸すというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、武儀やまゆり保育園の西約220mに位置する畑614㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している、区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、申請地に太陽光発電施設を設置したいというもの。譲渡人は、高齢で農業に従事できず、譲受人の要望に答えるというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地

であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、飛瀬集会所の南東約230mに位置する地目畑36㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、清涼飲料水等の原料水揚水ポンプ施設です。賃借人は、近隣の工場で飲料水を製造しているため、既存施設に加え、新たに設置し工場へ供給したいというものです。賃借人は、賃借人の要望に応えるものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、武芸川事務所の南約220mに位置する登記地目田、現況地目畑401㎡。農地の区分は、申請地から概ね300m以内に事務所があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、水栓バレル研磨業作業場・倉庫です。譲受人は、居住する住宅の隣地に作業場及び倉庫を建築したいというもの。譲渡人は、高齢のため、耕作が困難なため、譲受人の要望に応えるものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 議案は13ページ、位置図は、21ページになります。申請地は、岐北斎苑の北約150mに位置する田1,379㎡。農地の区分は、特定土地改良事業等の施工区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、自動車解体業資材置場です。譲受人は、資材置場拡張のため、申請地を買い受けるもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるものです。

7月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。既存施設の2分の1以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準をみたくもと考えます。また、本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

14番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、武芸川西グラウンドの西約10mに位置する田462㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、隣地にある譲渡人の住宅を借りているが、返還することになり、申請地を買い受け、住宅を建築するものです。譲渡人は、譲受人の要望に応えるものです。

7月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの11件、使用貸借権設定に関するもの1件、賃貸借権設定に関するもの2件計14件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○1番（安田美雄君）3番の上大野地内における農業用倉庫が出ておるんですけど、次の4番と事業計画変更が出ておりますけど、この場合でも申請があえて必要なんでしょうか。事業変更だけでいいような。22年に申請してありますが・・・。

○事務局課長補佐（小石隆之君）1筆の内の一部を以前4条で別の方が許可を取られて、実際にこの農業法人に貸してみえたんです。それを今回、貸すのではなくて売って所有権を移転するという事で、もう既に転用許可は下りておるので、それと新たに今度、現在農地である田についても所有権移転して倉庫を作られるという事で、既に許可を取った土地の部分と、新たに田を転用する部分と2つ出ているというものです。

○15番（土屋尊史君）大した事ではないですが、個人対個人であれば買受人を書く必要はないんですけど、農業法人の場合は一応法人ですので、代表理事の名前が両方共に抜けておるので、事変には入っているんで、誰かは分りますがその辺は入れて頂いた方が県へ出すときにいいんじゃないかという事です。

○事務局課長補佐（小石隆之君）分りました。次回から入れさせていただきます。

○議長（野村茂君）他に質疑はございませんか。他に質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第3号の14件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、14ページになります。

1番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、東海環状自動車道富加関インターの北東約690mに位置する登記地目田、現況地目宅地978㎡の内632.17㎡。変更内容は、転用許可された事業計画者が、計画変更者へ、所有権移転するものです。当初事業計画者は、平成22年7月28日付けで、4条許可を受けて、農業用倉庫を建築し、計画変更者へ賃貸していましたが、今回所有権を移転するというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、許可された土地は既に宅地として利用されています。

2番の案件 位置図は、24ページになります。申請地は、関警察署の東約490mに位置する登記地目田、現況地目一部雑種地652㎡。変更内容は、事業計画者の変更です。当初事業計画者は、昭和55年4月28日付けで、5条許可を受けて、住宅・駐車場の転用を計画しましたが、経済的事情から、計画が頓挫しており、計画変更者が一般個人住宅を建築したいというものです。

7月19日に現地確認をしたところ、許可された土地は一部雑種地となっております。

以上2件のご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○15番（土屋尊史君）1番についてですが、聞き間違えたかもしれませんが、登記地目が田で調査したら現況地目が宅地になっているという話でしたけど、これ現況地目が田になっているんですけど。

○事務局課長補佐（小石隆之君）現況は既に宅地になっています。すみませんでした。

○議長（野村茂君）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

他に質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第4号の2件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、15ページからになります。使用貸借権設定に関するものについて、新規が、13件、地目は、田13筆11、619㎡。賃貸借権の設定に関するものについて、更新が2件田2筆2、899㎡です。地区は、千疋、武芸川町跡部、広見、池尻、植野、武芸川町宇多院の6地区です。権利の設定を受ける者は、PLUS株式会社外でございませぬ。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（質疑なし）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員の挙手をいただきました。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、議案第6号 農地改良許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第6号 農地改良許可申請について。

農地改良指導要綱の規定により、下記の農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は15ページになります。

1番の案件 位置図は、25ページになります。申請地は、平区公民館の南東約150mに位置する農振農用地である田1, 214㎡。申請地は、水稻耕作に適しないため、農地改良し、畑として使用したいというもの。埋め込みについては、近隣の優良な耕土を搬入し、40cm程度、かさ上げし畑として利用するというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。

以上1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり、許可することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第6号の1件を、原案のとおり許可することにします。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、3条賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。

議案は、17ページになります。

1番の案件 届出地は、小屋名地区の田509㎡。賃借人は、亀山美和です。合意解約成立日は、令和元年7月16日です。

以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君）報告第1号につきましては、事務局の報告とおりです。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）次回の農業委員会総会ですが、9月6日10時からこの会議室で予定しております。次に事務局長の方からお話させていただきます。

○事務局長（長尾成広君）以前にも少しお話させていただきましたが、太陽光について今までは1,000㎡以上を超えるものについては、30cm以上の切り盛り、造成をした場合に開発にかかるという事でした。切り盛りがないと言われればそのままでした。都市計画課の方で関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例が出来まして、施行が10月1日になります。主に変わるのは、30cm以上の切り盛りをするしないに関わらず1,000㎡以上の太陽光をやられる場合は、要綱にひかかるという事になってきます。都市計画課に確認しましたら着手が10月1日以降のものという事でした。8月締切分については、9月末許可で9月中に着手したとなるとスルーしてしまうのですが、9月締切

分については、10月末許可となり、開発と同時許可という事で進めて行くことになり、調整池とか排水関係とかをチェックしていくこととなります。皆さんには、9月分からそういう目で印鑑を押されるときに、開発がいないかを確認していただければと思いますお知らせさせていただきました。

○1番（安田美雄君）太陽光でもパラボラは。

○事務局長（長尾成広君）建築物の屋根または屋上に設置するものを除くという事で、結局平面に設置するものについては規制していくよという事でございます。

○職務代理（安田孝義君）多くの案件をスピーディに慎重審議ありがとうございました。冒頭ご挨拶にありましたように、暑い日が続いております。お互いにある程度年を取っておりますので、十分な休養を取っていただき、水分も十分に補給していただきまして、この夏を乗り切りたいと思いますのでお願いします。今日のご苦労様でした。

午前10時48分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場551番地

⑩

15番 関市上之保1242番地1

⑩

17番 関市板取36752番地1

⑩
